

EAPA 認定国際 EAP コンサルタント
STANDARDS OF PRACTICE
職務基準

備考： 原文に忠実に和訳しておりますが、一部当協会の解釈を加えて解説しておりますのであらかじめご了承ください。

和訳責任：一般社団法人 EAP コンサルティング普及協会 監修

(翻訳プロジェクトチーム 西川あゆみ 荻原英人 碓正義 杉口正子)

原文： Revised and adopted: 4/15/10

Section II, A & C revised: 10/2011

概要:

この文書は、国際 EAP（従業員支援専門家）コンサルタント（以下 CEAP）の職務の基準についての概略を示すもので、1）クライアントの基本的権利、および 2）CEAP の行動規範から成っています。

SECTION 1 ・クライアントの基本的権利章典

CEAP は、オフィス（職場）にクライアントの基本的権利を掲示し、要望に応じてそのコピーが使えるようにしておくことが必要です。「クライアントの基本的権利」は以下の原則で構成されています：

I. 個人のクライアントには以下の権利があります：

- A. CEAP が EACC によって要求されている最低の資格を満たしていると期待すること；
- B. CEAP の行動規範のコピーを手に入れること；
- C. CEAP の行動に関する苦情を EACC に報告すること；
- D. サービスを受ける前に、専門サービスにかかるすべての費用について知らされること；
- E. 自身の相談記録のコピーを手に入れて、適用される法律に従ってそこではっきりと説明されている情報を得ること；
- F. CEAP が、法の要求に従って個人情報に関する秘密を厳守することを期待すること；
- G. 秘密保持に関して関連するいかなる方針についても知らせてもらえること、どのようなサービスを勧められても辞退できること、および辞退することによって起こりうる結果について十分に知らせてもらえること；

II. 組織クライアントには以下の権利があります：

- A. CEAP が EACC によって要求されている最低の資格を満たしていると期待すること；
- B. CEAP の行動規範のコピーを手に入れること；
- C. CEAP の行動に関する苦情を EACC に報告すること；
- D. サービスを受ける前に、専門サービスにかかるすべての費用について知らされること；
- E. サービスが与えられることによって起こりうるいかなる利害の対立、組織への影響、または似たようなマイナスの影響についても、充分かつオープンに開示してもらえること。

SECTION 2 ・行動規範

はじめに

CEAP は、クライアントの、それが個人であれ、組織であれ、価値、尊厳、可能性、生産性そして独自性を高めることにその生を捧げます。CEAP は、専門性の向上と人間的成長のために弛まぬ努力を続けることで、人間の行動および組織の効果性に関する見識を高めることに専心します。そして、あらゆる年代や文化的背景を持つ職場組織と個人へのサービスに備えるには、継続的なトレーニングと教育が必要であることを理解します。CEAP は自身の行動および自分の能力の範囲や技術の限界を認識する責任があります。CEAP の関心は、クライアント、同僚の EAP 専門家、そして社会全体に最大の利益をもたらすことです。

これらの理想を追求するため、CEAP 資格に認定された個人は、以下の行動規範を忠実に守ります。:

A.責任

CAEP の最優先の責任は、クライアントの福祉です。その目的のために、CEAP は従業員、家族、雇用主、組合、組織の代表など複数のクライアントを持つことがよくあります。CEAP は、対面であれ、電話、電子媒体その他いかなる方法であれ、サービスが提供され、クライアント情報が受け渡しされるどのような方法においても、クライアントとのあらゆるやり取りの中で、専門家としての基準と倫理観を保つ責任があります。

専門家にふさわしくない行動には以下のようなことが含まれます。(但しこれらがすべてではありません。):

1. CEAP の私利または金銭的利益のために、クライアントとの関係を利用すること。
2. クライアントとの間で専門家としての関係が維持できなくなること;二重関係が避けられない状況の時は、CEAP は専門家としての適切な境界線を保たなければなりません。CEAP は、CEAP の専門的判断、客観性および有効性を損ねるか、もしくは低減させる、或いはまた、クライアントを利己的に利用するリスクが高まる恐れのある、いかなる活動または関係も、これを発生させ、或いはこれが続くようなことを回避しなければなりません。そのような二重関係の例としては、クライアントとの親密な個人的関係を持つこと、友人もしくは家族にサービスを提供することおよび契約先組織の利益に反する支援をすることなどが含まれます。;

3. 上記セクション1「クライアントの権利」に記されている、クライアントの権利を守ることを怠ること。;
4. クライアントが、適切で、かつクライアントのニーズや保険加入状況、予算、選好等に適合したサービスを受けることを支援することを怠ること
5. リファーマーが、サービスを提供するのに、トレーニング、経験または資格が足りないことをCEAPが知っているか、もしくは知り得る状況があるときに、クライアントをそのような別の専門家または地域資源にリファーマーすること。
6. クライアントに、すべての決定はクライアントの権利であり、責任であることを明確に示さないこと。
7. 認められている EAP の標準だけでなく州および連邦の法規制に従って、秘密を守りつつ、安全かつ専門的な方法で十分なケース記録（文書、電子媒体その他）を保持しないこと。
8. クライアントの守秘義務に関するガイドラインを織り込んでそれを遵守することなく、EAP の活動について職場組織への報告すること。
9. 機密のビジネスコミュニケーションおよび組織顧客が所有する情報を大切に扱わず、また、そのような情報を事前の文書によるクライアントの同意なしに開示すること（適用法による要求時以外）。

B. 能力

CEAP は、専門家としての高潔性と能力に関する最高の基準に則って行動しなければなりません。CEAP は、クライアントへのサービス提供において、専門家であることが条件となっているポジションだけを求めます。

専門家にふさわしくない行動には以下のようなことが含まれます。（但しこれらがすべてではありません。）:

1. CEAP が十分な専門的トレーニングを受けていない内容が含まれている分野で、実践活動を行うこと。

2. クライアントにアセスメント、治療、アドバイジングもしくはコンサルティングを実施する際、危害を与える可能性があるか、または実際に危害を与えていることに気が付いていないこと。
3. CEAP の能力の範囲外にある問題を抱えるクライアントに、適切な専門家のコンサルテーションを探索してあげないこと。
4. 専門家としての活動中に、不正、詐欺、ごまかし、または虚偽表示に手を染めること。
5. クライアント支援に必要な、継続的な専門教育、トレーニング、知識、個人の気づきおよび関連技術の受講や習得を怠ること。
6. クライアントに不適切なサービスを与えそうな CEAP 自身の個人的課題もしくは葛藤があるときに、適切な専門的援助を求めないこと。

C. 倫理および法的基準

クライアント、生徒、研修生、同僚および公衆と CEAP との間の専門家としての関係は、誠実さ、相互信頼、信用および尊敬にその基礎を置いています。CEAP は、それら個人の法的な、また市民としての権利を侵し、または狭めるようないかなる行動も避けなければなりません。

専門家にふさわしくない行動には以下のようなことが含まれます。(但しこれらがすべてではありません。):

1. サービスの機能、目的、範囲、およびいかなるサービスまたは活動についても、その限界のすべての開示を怠ること。
2. 専門家としての限界を認識出来なくなること、および確立している専門家としての能力の範囲外の行動をとること。
3. クライアントが、新しいサービスまたは技術に関して、選択の自由を享受するエクササイズができるように、新サービスまたは技術に伴う革新的な特質と起こり得るリスクについて説明することを怠ること。
4. 他の専門的、技術的または行政の資源が、クライアントにとって最善の利益をもたらすと思われるときに、そのような資源へのリファーマたは推薦するのを怠ること。

5. 個人またはグループに対して、年齢、人種、性別、宗教、性的志向、国籍または障害を理由に、非人道的もしくは差別的な待遇をすること。
6. クライアントや地域社会の道徳的、社会的、宗教的信条に対して鋭敏な注意を払わないこと、もしくは CEAP の信条をクライアントに押しつけようとする事。
7. クライアントと専門家としての関係にある間、および専門家として利用者やクライアントと交流した最後の日から 5 年以内に、クライアントと恋愛または性的な交流を持つこと。
8. 専門家としての関係を危うくする恐れのある方法で行動すること。
9. アルコール摂取の影響のもとで、または資格を持った医師の処方によらない気分・精神状態を変える薬物や、適格な業務能力に影響を及ぼすような薬物を服用しながら業務にあたること。

D. 守秘義務

専門的なサービスを開始する前に、CEAP は、認定団体、適用される法律、現行の規定およびプログラムガイドラインの要求に従った、なるべくならばクライアントの同意書または情報開示承諾書を使って、関連する守秘義務の限界等を充分に開示します。それらの守秘義務の免除が無い場合は、CEAP は専門サービスを通じて取得したすべてのクライアントの情報の秘密を守ります。

専門家にふさわしくない行動には以下のようなことが含まれます。(但しこれらがすべてではありません。):

1. 専門サービスの提供を開始する前に、可能な場合は書面で、守秘義務の最大の限界範囲について充分に開示しないこと。
2. 以下の場合以外に、クライアントの秘密を開示すること：
 - a. 法律で要求されているかまたは有効な裁判所の命令がある場合；
 - b. CEAP が提供したサービスがもとで、CEAP が民事、刑事裁判の被告または懲戒処分の対象になった場合は、法的手続きの中で関連するクライアントの情報のみ開示される可能性があります；クライアントまたは第三者に明確で切迫した危険がある場合、CEAP

は法律の要求または以前に開示されたプログラムガイドラインに従って行動します。

c. 専門家としてのコンサルテーションを受ける特別な目的で、他の専門家とケースについて議論をする場合；

3. 検査またはその他の方法で取得されたクライアントのすべての情報についてその秘密を守らないこと；

10. クライアントとのセッションを電子的に記録する前、もしくは第三者がクライアントのセッションを観察することについて許可する前に、事前に文書による同意書をとることを怠ること。

11. セキュリティと守秘が確保された方法で、クライアントの記録を保持、保管または破棄することを怠ること。

12. クライアントの記録から要請された情報を開示する際に、機密情報の開示内容が正確で偏っていないことの保証を怠ること。

13. クライアントの秘密を、従業員、同僚、家族および第三者による開示から守らないこと。

14. 研修、調査または報告の目的で EAP サービスを元にしたデータを使う際に、クライアント個人が特定されないように完全に加工することを怠ること。

15. 家族カウンセリングの中でクライアントの情報を開示する際、それぞれの家族から情報開示承諾書を取得することを怠ること。

E. 同業の EAP 専門家への責任

CEAP は、同業の EAP 専門家の権利と責務に敬意を払い、EACC の倫理規定を支持する責任があります。CEAP は、同業の EAP 専門家に敬意と誠意を持って接し、専門家として十分に配慮します。

専門家にふさわしくない行動には以下のようなことが含まれます。（但しこれらがすべてではありません。）：

1. EAP 専門家同士の関係や、やり取りを通じて共有する秘密情報について、その安全や非開示の保持を怠ること。

2. 他の CEAP が CEAP 行動規範に違反したことが明らかである場合に、適切な行動を怠ること。疑惑のある CEAP と当該違反について話し合うことが望ましい。もしそのような行動がとられずに、同問題が満足できる姿で解決した際には、CEAP は EACC の専門家行動規範に規定された手順に沿って、EACC に苦情を申し立てなければなりません。

3. 他の専門家を中傷し、嫌がらせをすること。

4. 関連の専門家の能力の分野について理解しないこと、およびまたは、クライアントの利益に最も役に立つ他の専門的、技術的、組織的資源を最大限活用することを怠ること。

F. 研究、測定および評価:

アセスメントツール、評価の物差しを使用する際、または研究活動をする際には、CEAP はクライアントの福利と利益を促進するためのあらゆる努力をしなければなりません。CEAP は、収集されたデータの悪用を防止し、調査の結果、解釈、結論または提案についてクライアントが知る権利を尊重しなければなりません。CEAP は、研究活動が参加者の権利や尊厳について十分な敬意を払い、福利について十分な関心をもって実施されるべきであることを理解しなくてはなりません。クライアントが評価、測定、研究活動に参加するときは、不随意の参加が被験者に悪影響を与えることはなく、調査に必須であることを示せなければ、クライアントの任意でなくてはなりません。

専門家にふさわしくない行動には以下のようなことが含まれます。(但しこれらがすべてではありません。):

1. 研究活動の実施前に、提案された活動の目的、リスク、および利点について、インフォームドコンセント（本人の同意）の手順に沿って、かつクライアントが理解できる言葉を使って十分な情報を提供することを怠ること。

2. 特定の理論的基礎、妥当性、信頼性、そして与えられた状況または特定のクライアントとの研究活動が適切であるかについて慎重に評価すること、およびクライアントのこれら活動への参加がもたらし得る結果について注意深く考慮することを怠ること。

3. 各参加者を保証のない身体的、情緒的、精神的被害から守るのを怠ること

4. クライアントに、活動中いつでも辞める自由があると伝えることを怠ること

5. CEAP の能力を超える活動またはツールを使用すること。
6. 時代遅れになって信用されていないか、あるいは十分な証拠が欠如している物指し、道具またはテクニックを使用すること
7. 歪められた、または誤った、もしくは誤解を生む情報をそれと知りつつ報告すること。
8. 調査を実行し報告する際に、それ以前に行われた作業または同業者について承認することを怠ること
9. リサーチデータは紛失の心配がないこと、および情報が当初の目的に照らして価値を失う時点で破棄されることを保証しないでいること

G. 専門性の表明

CEAP は、EACC が定めた専門家の行動規範を厳守しなくてはなりません。CEAP は、専門的サービス、自分が受けた教育、トレーニング、免許、認定、コンサルテーション、スーパーバイザーとしての経験、アドバイスもしくは他の関連する専門的な経験の枠内でのみ自分は能力を有すると表明し、サービスを提供しなければなりません。CEAP は、クライアントもしくは潜在的なクライアントが、サービスを適切に選択するのに必要な専門能力に関する正しい情報を伝える責任があります。

専門家にふさわしくない行動には以下のようなことが含まれます。(但しこれらがすべてではありません。):

1. CEAP の専門的能力、教育、トレーニング、免許、経験及びサービスを不正確に表明し、または提供すること、あるいは、他の CEAP がしている不実表示を修正することをそれと知りつつ怠ること
2. CEAP が現実的に提供できる範囲を超える約束に対して、断定、約束または保証すること
3. 広告や発行物、それが案内板であろうと、パンフレット、新聞、ウェブサイト、その他の著述であろうと、クライアントまたは潜在的なクライアントが、情報を基にした決定や適切なサービスの選択をするのに必要となる正確な情報が伝わるように作られていることを確認しないこと